

JEAC4209-201X, JEAG4210-201X に対する、
日本保全学会原子力安全規制関連検討会からのご意見に対する回答

【ご意見】

(件名)「重大事故等対処設備(SA 設備)の保全のあり方について」

SA 設備の保全重要度の設定等に当たっては、深層防護の観点から、設計基準対象施設の系統、設備ごとに保全重要度等を設定する考え方とは別の視点、例えば注水、除熱、電源、水源確保といった、機能・戦略に着目した保全重要度、保全の時期や方法を整理していくことが重要と考えており、更なる改善が図られるよう希望します。

具体的には JEAC4209-201X【解説 14】(1)『「重要度分類指針」のクラス 1 及びクラス 2 並びに「技術基準規則」の重大事故等クラス 1 からクラス 3 に分類される機能を有する系統が保全重要度の高い系統に該当する』や JEAG4210-201X〔添付 9〕定期事業者検査一覧(例)〔BWR, PWR〕等の設計基準対象施設と全 SA 設備を同列に扱う記載について、SA 設備を訓練等において待機状態にしたりその操作手順等を確認することによって対応能力の向上等の効果も期待できると考えられることから、今後このような観点からも、第 3 層の設計基準設備と第 4 層の SA 設備の保全を区別して検討されることを希望します。

【回答】

いただいたご意見の示された方向性は、当分科会で検討している今後の課題への対応の方向性と一致しているものと考えます。いただいたご意見を踏まえつつ、次回以降の改定において、SA 設備の保全重要度の設定、保全の時期や方法の整理・記載の充実に努めて参ります。

また、ご指摘いただきました「具体的な記載」については、以下の出典を踏まえた記載としたため、今後の改定に際しては、本規程・指針に出典を明記したいと考えています。

・ JEAC4209-201X【解説 14】(1)

『「重要度分類指針」のクラス 1 及びクラス 2 並びに「技術基準規則」の重大事故等クラス 1 からクラス 3 に分類される機能を有する系統が保全重要度の高い系統に該当する』
→原子力規制委員会決定の「検査ガイド」(注 1)を踏まえた表現としています。なお当該箇所の後半には、「検査ガイド」同様『・・・該当するが、PRA から得られるリスク情報を考慮して、個別の系統ごとに設定することができる。』と記載しています。リスク情報考慮の具体例・考え方に関しては今後の課題として継続して検討して参ります。

・ JEAG4210-201X〔添付 9〕定期事業者検査一覧(例)〔BWR, PWR〕

→原子力規制委員会決定の「定検運用要項」(注 2)を踏まえた一覧としています。定期事業者検査等の扱いは、今後の検査制度の見直しも含め、継続して検討して参ります。

以上

(注 1) 発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド H26.8.6 改正 原規技発第 1408064 号

(注 2) 実用発電用原子炉施設に係る施設定期検査に関する運用要領

H28.3.22 改正 原規規発第 1603227 号